

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジオオクシン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.31	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.15	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	※1-2-ジクロロエチレン及び※1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（※1は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.28	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.23	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.6	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.8	mg/L	（※は、採取者測定）		---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.0	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.33		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5	mg/L	(※は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.27	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L		(※は、採取者測定)	――		――		――		――	
――		――			――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.26	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L		（※は、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.28	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L		（※は、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判 定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

平成28年10月28日
No. 201610250012
Job No. 020486

分析結果報告書

京丹波町長 寺尾 豊爾 様

試料名	畑川 新田系		
採取場所	グリーンハイツ消防詰所		
試料の種類	浄水		
採取日	平成 28年 10月 25日		
採取時刻	10:50		
分析項目	下記9項目		
分析日	平成 28年 10月 25日 ~ 平成 28年 10月 28日		
採取者	依頼者サンプリング		
気温	17.5℃	； 水温	19.5℃

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 同心1丁目7番14号

環境試験所 京都府乙訓郡大山崎町天山崎鏡田10番地9
TEL 075 (959) 0705 FAX 075 (951) 0886

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	--- mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	--- mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	--- mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	--- mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	--- mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	--- mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	--- mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	--- mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	--- mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	--- mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	--- mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	--- mg/L	0.05mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	--- mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	--- mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	--- mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	--- mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	--- mg/L	0.01mg/L以下	27 線トリアロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	--- mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	--- mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	--- mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	--- mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	--- mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	--- mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.28	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	--- mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	--- mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	--- mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	--- mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	--- mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	--- mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	--- mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.7 mg/L (*は、採取者測定)							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.27	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.39	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	※※-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L（※は、採取者測定）			―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.57	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
丸の内ビルディング10F
TEL 03-5561-0111
FAX 03-5561-0112
E-MAIL info@nissai.co.jp
www.nissai.co.jp

計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.43		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.8	mg/L	(※は、採取者測定)	---		---		---		---		---				
---		---			---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.58	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.50	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.95	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L（※は、採取者測定）			―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L		（※は、採取者測定）	――		――		――		――	
――		――			――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.37	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L		（※は、採取者測定）	――		――		――		――	
――		――			――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.66	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.5 mg/L	(※は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

京丹波町長 寺尾 豊爾 様

計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.04	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	※1,2-ジクロロエチレン及び※1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L		（※1、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.10	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	――		――		――		――	
――		――			――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.72	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.1 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.73	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L		(※は、採取者測定)	――		――		――		――	
――		――		――	――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.16	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L		（※は、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										



計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.44	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	―― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L		(※は、採取者測定)	――		――		――		――	
――		――			――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.59	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.7 mg/L		（※は、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

Job No. 020486

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.58	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	2,4,6-トリクロロエチレン及び1,1,2-トリクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.31	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.9 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.85	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L（※は、採取者測定）			―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		――― mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		5.3 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		――― mg/L		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		――― mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		――― mg/L		0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸		――― mg/L		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		――― mg/L		0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		――― mg/L		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		――― mg/L		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		――― mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.4 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		――― mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値		7.09		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		――― mg/L		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びビシス-1,2-ジクロロエチレン		――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		――― mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		2 度		5度以下であること
17	ジクロロメタン		――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度		2度以下であること
*遊離残留塩素			0.3 mg/L		（※は、採取者測定）	―――			―――			―――			―――		
―――			―――			―――			―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.7 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値	7.69		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L		0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L		0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
遊離残留塩素		1.0 mg/L		()は、採取者測定	―――		―――			―――		―――		
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌		0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		――― mg/L		200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物		――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下	
4	水銀及びその化合物		――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		――― mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		6.8 mg/L		200mg/L以下	
5	セレン及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		――― mg/L		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		――― mg/L		300mg/L以下	
6	鉛及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		――― mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		――― mg/L		500mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		――― mg/L		0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		――― mg/L		0.0001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素		――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸		――― mg/L		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		――― mg/L		0.0001mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		――― mg/L		0.02mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		――― mg/L		フェノールとして0.005mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物		――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		――― mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.3 mg/L 未満		3mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		――― mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値		7.73		5.8以上8.6以下	
14	四塩化炭素		――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		――― mg/L		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン		――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと	
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,5-1,2-ジクロロエチレン		――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		――― mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること	
17	ジクロロメタン		――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること	
*遊離残留塩素			1.1 mg/L		（※は、採取者測定）		―――		―――				―――		―――			
―――			―――				―――		―――				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																

Job No. 020486

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	9.7	mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	---	mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3	mg/L 未満	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.43		5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度 未満		5度以下であること			
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度 未満		2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.9	mg/L	（※は、採取者測定）		---		---		---		---					
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.50	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.59	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.81	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――			―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.61	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										